

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	自然保護課	整理番号	2-1
処分の種類	捕獲等許可者に対する措置命令等			
根拠法令条例等・条項	長野県希少野生動植物保護条例第15条第1項			
処分の概要	知事は、第14条第1項の許可を受けた者が同条第9項の規定に違反し、又は同上第4項の規定により付された条件に違反した場合において、特別指定希少野生動植物保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に処分事例がないため)			
基準の制定根拠	—			